

納税証明書の交付請求にマイナンバーが必要です

平成28年1月1日以後に納税証明書の交付請求をされる場合は、交付請求者のマイナンバーが必要になります。

①交付請求者が本人で、本人が窓口で交付請求や証明書の受け取りをする場合は、次のいずれかの書類を持参してください。

- ・交付請求者本人の個人番号カード
- ・交付請求者本人の通知カードおよび運転免許証など写真付身分証明書

②交付請求者が法人で、代表者本人が窓口で交付請求や証明書を受け取る場合は、代表者本人であることが確認できる書類（運転免許証など）を持参してください。

③代理人が窓口で交付請求や証明書の受け取りをする場合は、次の書類を持参してください。

- ・代理人本人であることが確認できる書類（運転免許証など）
- ・交付請求者本人からの委任状
- ・交付請求者が個人である場合は、交付請求者本人の個人番号が確認できる書類（個人番号カードまたは通知カード）の写し

※郵便請求をする場合も、交付請求者の個人番号が確認できる書類（個人番号カードまたは通知カード）の写しが必要です。

※継続検査用の軽自動車税納税証明書の交付請求には個人番号が確認できる書類は必要ありません。

臨時福祉給付金の申請のご案内

申請は平成28年2月3日(水)までです

臨時福祉給付金は、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮し支給する給付金です。

この給付金に該当すると思われる人には、平成27年8月上旬に申請書などを送付しています。申請期限までに申請をしてください。

※子育て世帯臨時福祉給付金の支給対象となる人も次の支給対象の条件を満たせば臨時福祉給付金の対象となります。（ただしそれぞれ申請が必要です。）

高齢者の障がい者控除対象者の認定

65歳以上で寝たきりや認知症などの人で、障がい者または特別障がい者に準ずる者として認定を受けられる場合があります。その際、身体障害者手帳を持っていないても、所得税および住民税の障害者控除または特別障害

わたしたちの国保

住民課 ☎823-9206 📠823-9627

「特定健康診査（個別健診）の受診は1月30日(土)までです」

町内もしくは広島県内の指定医療機関で特定健康診査を受診できます。

なお、町外で受診する人は医療機関に事前に問い合わせてください。

対 象◆40～74歳の国民健康保険加入者で今年度まだ特定健康診査を受診していない人

期 間◆1月30日(土)まで

自己負担金◆1,000円 ※町民税非課税世帯（受診券に自己負担金「0円」と表示されている人）は無料。

受診する場合は昨年5月下旬に送付している特定健康診査受診券（緑色の紙）と保険証を医療機関に持参してください。受診券が無い場合は住民課まで連絡してください。

今年度特定健康診査を受診する最後のチャンスです。年に1回の健診で健康状態をチェックしましょう！



全町民に「マイナンバー」～連載第8回 マイナンバーに便乗した詐欺に注意！～

住民課 ☎823-9205 📠823-9627

今月1日からいよいよ、マイナンバーの利用が始まります。

しかし、早速ですが、マイナンバーに便乗した詐欺が発生しています。

次のようなものは詐欺の一例ですので、注意してください。

事例1

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、資産や保険の契約状況を聞いてくる。

事例2

「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしたか」との電話があり、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言うてくる。

マイナンバーは、行政機関での手続きや、会社に提出する源泉徴収票や保険の手続き、契約中の証券会社や保険会社による税金の手続き以外で求められることはありません。

上記のような不審な電話を受けたら、次のところに相談してください。

- ・消費者ホットライン 188（いやや!）（消費生活センターに繋がります）
- ・警察 相談専用電話 #9110（広島県警察本部に繋がります。もしくは、海田警察署（082-820-0110）まで連絡してください。）

マイナンバー制度全般については、内閣官房のマイナンバーホームページをご覧ください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）】
日本語対応◆0120-95-0178
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応◆0120-0178-26（マイナンバー制度に関すること）
0120-0178-27（「通知カード」「個人番号カード」に関すること）

通知カードをまだ受け取られていない方へ

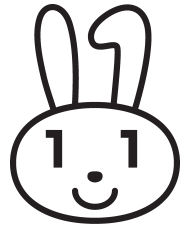
郵便局での保管期間内に受け取られなかった通知カードは、役場で保管していますので、次のものを持って海田町役場へお越しください。

受け取りに必要なもの◆

- ・写真付きの本人確認書類1点（写真付きの本人確認書類を持っていない場合、健康保険証など写真のない本人確認書類2点）

受け渡し可能日時◆平日および毎月第2土曜日 8時30分～17時15分

受け渡し場所◆海田町役場1階 住民課（2番窓口）



マイナちゃんがマイナンバーの基本的な質問にお答えします。



おしえて! マイナちゃん vol.8 - A HAPPY NEW YEAR !! -









